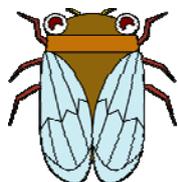


浜長保険センター安全だより(8月)

平成 29 年 8 月 7 日
浜長保険センター 第 9 号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



立秋(8月7日)を迎え、暦の上では秋となりましたが、猛暑が続いている中、皆様にはお健やかに過ごしのことと存じます。
しばらく寝苦しい日が続くと思いますが、夏風邪などをひかないようお気をつけてください。



事例1 前車が急に方向指示器を出さずに曲がった。車間距離を空けていなかったため急ブレーキを踏んだ。



追突のおそれがある事例です。
車間距離について、交通ルールでは、次のように定められています。
「車両等は、同一の進路を進行している車両等の直後を進行するときは、**前の車両等が急に停止したときにおいても、これに追突するのを避けることができるため必要な距離を、保たなければならない**」(道路交通法第26条～罰則5万円以下の罰金)

問 「前の車が急に停止したとき」とは、どういう意味か？

答 危険を感じてブレーキを踏み停止するまでを停止距離といいます。(停止距離＝空走距離＋制動距離)
○ 危険を感じてブレーキを踏み、ブレーキが効きはじめるまでの距離を「空走距離」といいます。
○ ブレーキが効きはじめてから、車が停止するまでの距離を「制動距離」といいます。
高速道路等での多重事故の場合、空走距離も制動距離もなく、突然、追突して停止する場合があります。このような場合でも「追突しないよう車間距離を保たなければならない。」という最高裁判所の判断がなされています。車間距離を保てば、精神的にもゆとりが生まれます。

事例2 国道312号を走行中、後方から来た車が、追越してきて、方向指示器を出さずに前方に割り込んだのでブレーキを掛けた。



問 事例2のように、いきなり割り込まれブレーキを掛けられると追突する危険がある。そんなときでも追突した方が一方的に悪いのか？

答 交通ルールでは、次のように定められています。

「車両は、進路変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に变更させることとなるおそれがあるときは、進路を変更してはならない」(道路交通法第26条の2第2項～罰則5万円以下の罰金)

要するに、進路変更したとき、後ろの車に急ブレーキ又は急ハンドルをさせるおそれがあるときは、進路変更してはならないと定められています。進路変更したとき、双方の距離、速度から追突が避けられないときは、進路変更した相手方に大きな過失があります。追突しても一方的に悪いとは限りません。